（内閣府大臣官房）内閣府事務官　大久保　敦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長）内閣府技官　山本　要
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岸本堅太郎
（同）同　坂井　元興
（厚生労働省参事官）同　今野憲太郎
（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長）文部科学事務官　国分　政秀
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　杉本　敬次
（環境省大臣官房総合政策課長）環境事務官　井上　和也
（環境省地球環境局総務課長）同　松田　尚之
（環境省大臣官房付）環境技官　曽宮　和夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　湯本　淳
原子力規制委員会に出向させる
（同）同　清野　晃平
（同）同　草野　哲也
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁）同　井口　豪
（同）同　森田　博通
厚生労働省に出向させる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　上坊　勝則
総務省に出向させる
（財務省大臣官房付）財務事務官　谷口　逸生
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる
（内閣府日本学術会議事務局企画課長）内閣府事務官　水本　圭祐
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（外務省大臣官房）外務事務官　滝澤　庸子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する
内閣官房副長官補付に併任する
（同）同　津田　陽子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　木原　健介
内閣情報調査室の併任を解除する
内閣総務官室の併任を解除する
警察庁に出向させる
（財務省主計局総務課長）財務事務官　河本　光博
（総務省行政評価局政策評価課長）総務事務官　黒田　忠司
（総務省大臣官房付）同　藤井　信英
（同）同　岡本　成男
（外務省大臣官房）外務事務官　富山未来仁
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（同）同　三角　崇人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　篠田　和哉
内閣総務官室の併任を解除する
財務省に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　白水　伸英
総務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　上村　秀紀
内閣府に出向させる（以上八月三日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　岡本　成男
郵政民営化委員会事務局次長の併任を解除する（八月三日）

法務省

安藤　貴世
難民審査参与員に任命する（八月一日）

出入国在留管理庁

（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）法務事務官　中嶋　章浩
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　鷹合　一真
法務事務官（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）に転任させる（以上八月一日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年八月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 占用を制限する区域　春日部市増戸字天神原二二七番三から同市増戸字天神原三三八番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年八月六日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人都甲雅俊は願により公証人を免ぜられた。
吉川浩平は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人都甲雅俊の後任を命ぜられた。（以上七月二十六日）
仙台法務局所属公証人潮見直之は願により公証人を免ぜられた。
加藤亮は公証人に任命され、仙台法務局所属公証人潮見直之の後任を命ぜられた。（以上七月二十七日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和八年七月二十一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。
令和八年八月五日　国土交通大臣　金子　恭之

一　成果の名称　令和七年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　滋賀県草津市、埼玉県日高市のそれぞれ一部